

在学期間延長届および退学願の 提出期間について

下記の通り、対象者は提出期間内に手続きをしてください。

記

【提出期間】 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）

**【提出場所】 教務課総合文化大学院チーム
（アドミニストレーション棟1階5番窓口）**

※ 電子ファイルによる提出も認める。

下記のフォームに必要事項を入力の上、ファイルをアップロードすること。

退学願/在学期間延長届（下記の①の者）：<https://forms.gle/lizH2DpLZePpViuf8>

退学願（下記②及び③の者）：<https://forms.gle/pahZ4k9RLTuG4iai7>

【対象者】

- ①令和8年3月末（またはそれ以前）に標準修業年限を迎える（もしくは既に迎えた）者で、在学期間の延長を希望する者
- ②令和8年3月末に在学年限に達する者
- ③令和8年3月末日付けで退学を希望する者

※ 在学期間延長届および退学願の所定用紙は大学院チームのHPに掲載しているので、各自ダウンロードして使用すること。

また、HPに掲載している記入上の注意を参照すること。

※ 授業料未納、書類不備の場合は受理しないので注意すること。

※ 令和8年4月1日からの休学願または復学願を提出する者は、別途掲示「休学願および復学願の提出期間について」を参照すること。また、在学期間延長届の提出は不要。

※ すでに休学を申請していて、休学の許可期間が4月1日を超えている者も、在学期間延長届の提出は不要。

※ 退学願及び休学願を提出しないかぎり、在学期間（修士3年／博士5年）が満了になるまで在学するものとして扱い、授業料が発生するので注意すること。在学延長を希望する場合も、授業料支払いの意思確認のため、必ず届出を提出すること。

※ 退学に伴い、奨学金の受給等に関して手続きが必要な場合があるので、事前に各自で確認のうえ、退学願を提出すること。

※ 提出期間内に手続きを済ませるよう早めに対応すること。

不明な点などは、大学院チームまで問い合わせてください。

令和8年1月23日 総合文化大学院チーム